

第53回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2017年(平成29年)6月21日(水曜日)
午前10時

(当日の受付は午前9時より開始いたします。)

開催場所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル3階「ファンタジア」

会場が前回と異なっておりますので、末尾の
「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、
お間違いのないようご注意ください。

目次

第53回定時株主総会招集ご通知……………	1
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	3
第2号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)9名選任の件……………	4
(添付書類)	
事業報告……………	19
連結計算書類……………	39
計算書類……………	42
監査報告書……………	44
株主総会会場ご案内図	

株主各位

神奈川県横浜市港北区新羽町1756番地
株式会社 アルプス物流
代表取締役社長 臼居 賢

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2017年6月20日(火曜日)午後5時30分まで**に到着するよう折り返しご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年(平成29年)6月21日(水曜日)午前10時
(当日の受付は午前9時より開始いたします)
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地
新横浜プリンスホテル 3階「ファンタジア」
※会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第53期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期(2016年4月1日から2017年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

以 上

【総会当日ご出席の株主の皆様へ】

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 株主様ではない代理人及びご同伴の方、お子様など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。
- (3) 株主総会終了後に「株主懇談会」を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット開示についてのご案内】

本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.alps-logistics.jp/jpn/ir/index.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するのに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部です。

【議決権の行使等についてのご案内】

- (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。
ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.alps-logistics.jp/jpn/ir/index.html>) に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置付けており、安定的に配当を行うことを第一に、その水準の向上に努めてまいりました。配当の水準につきましては、①株主への利益配分、②将来の成長に向けての投資、③内部留保のバランスを考慮して決定することとしております。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円 総額 317,769,714円

なお、中間配当金として1株につき9円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき18円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2017年6月22日（木曜日）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、任期満了となります。

つきましては、事業規模が拡大する中で、一層の経営体制の強化を図るため、1名増員し取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、当社は9～10ページ記載の「取締役選任基準」に基づき各候補者を決定しております。各候補者はいずれもこの基準に合致し、当社取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

また、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はございませんでした。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
再任 1	うす い まさる 白居 賢 1958年1月10日生 	1981年4月 アルプス電気㈱入社 2006年6月 同 取締役 2011年11月 同 アジア営業担当 2012年4月 同 営業本部副本部長 2013年6月 当社常務取締役営業担当 2014年6月 同 代表取締役社長（現任）	20,200株
	（取締役候補者とした理由） 白居賢氏は、これまで長年に亘り、国内外において電子部品の営業に携わり、当社の主要顧客が属する電子部品業界に関する知見を有しております。2014年からは、当社代表取締役社長としてグローバルに物流ビジネスの拡大を推進し、2016年度も過去最高の売上高を達成するなど、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
再任 2	さ えき かず よし 佐伯和好 1954年6月30日生 	1978年4月 アルプス電気(株)入社 2007年12月 当社入社 2008年7月 同 理事国内事業本部副本部長 2009年4月 同 理事国際事業本部長兼事業推進担当 2009年6月 同 取締役 2010年6月 同 常務取締役事業本部長 2015年6月 同 専務取締役事業本部長（現任）	20,100株
	（取締役候補者とした理由） 佐伯和好氏は、これまで国内外で電子部品の製造拠点の責任者を経験するなど、主要顧客の属する電子部品業界に関する知見を有しております。当社においては、グローバルな物流ビジネスの拡大や事業体質の強化を推進し、現在、専務取締役事業本部長として、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。		
再任 3	しも ひろ かつ ひこ 下廣克彦 1960年6月9日生 	1986年4月 アルプス電気(株)入社 2003年10月 当社入社 2010年10月 同 理事中国副担当 2011年6月 同 取締役中国担当 2011年7月 SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO., LTD. 董事長（現任） 2012年11月 当社取締役事業本部副本部長海外担当（現任）	4,000株
	（重要な兼職の状況） SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO., LTD. 董事長 （取締役候補者とした理由） 下廣克彦氏は、これまで主に海外事業に関する業務に従事し、欧州や中国など海外駐在経験も豊富であり、海外ビジネスに対する知見を有しております。現在は取締役事業本部副本部長 海外担当として中国・上海に駐在し、海外事業の成長を推進するなど、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
再任 4	ふき やま こう し 吹山浩司 1960年5月24日生 	1983年4月 アルプス電気(株)入社 2011年3月 同 古川製造部長 2012年5月 当社入社 2012年11月 同 理事事業本部海外副担当 2013年7月 同 理事国内事業統括部長 2014年6月 同 取締役事業本部副本部長国内担当（現任）	12,700株
	（取締役候補者とした理由） 吹山浩司氏は、これまで国内外で電子部品の製造拠点の責任者を経験するなど、主要顧客の属する電子部品業界に関する知見を有しております。当社においては、国内の物流事業を中心にビジネスの拡大や生産性の向上などを推進し、現在は取締役事業本部副本部長 国内担当として、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		
再任 5	なか むら くに ひこ 中村邦彦 1956年5月14日生 	1980年4月 アルプス電気(株)入社 2009年1月 当社入社 2009年4月 同 人事総務部長 2013年7月 同 理事人事総務部長 2015年6月 同 取締役管理担当（現任）	6,800株
	（取締役候補者とした理由） 中村邦彦氏は、これまで主に人事・総務に関する業務に従事し、海外駐在経験もあり、国内外における管理業務に関する知見を有しております。当社では、グローバルに物流ビジネスを拡大しておりますが、これに対応した管理体制を整備・構築し、現在は取締役管理担当として、その職責を果たしております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
再任 6	むし あけ とし ゆき 虫 明 俊 幸 1961年6月24日生 	1985年4月 TDK(株)入社 2015年4月 当社入社 2015年7月 同 理事営業統括部長 2016年3月 同 理事営業本部長 2016年6月 同 取締役営業本部長（現任）	6,000株
	（取締役候補者とした理由） 虫明俊幸氏は、これまで主に国内外において電子部品の営業に携わり、主要顧客が属する電子部品業界に関する知見を有しております。当社においては、営業に携わりグローバルに電子部品物流等の売上拡大を推進し、現在は取締役営業本部長として、その職責を果しております。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。		
再任 7	かた おか まさ たか 片 岡 政 隆 1946年6月30日生 	1972年4月 アルプス電気(株)入社 1988年6月 同 代表取締役社長 1993年6月 当社取締役（現任） 2012年6月 アルプス電気(株)代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） アルプス電気(株)代表取締役会長 アルパイン(株)取締役	66,000株
	（取締役候補者とした理由） 片岡政隆氏は、長年に亘りアルプス電気(株)の代表取締役社長、会長を歴任し、電子部品業界における経営者として豊富な経験や知見を有しております。当社取締役として、アルプスグループの連結経営の推進や、取締役等の業務執行の監督に参画することにより、取締役会の意思決定や監督機能の強化が図られております。今後も、更なる当社のガバナンスの強化や企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
新任 8	栗田幸武 1964年5月25日生 	1987年4月 鈴与(株)入社 2006年5月 当社入社 2009年7月 SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO., LTD. 広州支店長 2011年7月 ALPS LOGISTICS (GUANGDONG) CO.,LTD. 総経理 2015年7月 当社営業統括部第二営業推進部長 2016年7月 同 理事営業本部副本部長兼第二営業推進部長(現任)	3,000株
	(取締役候補者とした理由) 栗田幸武氏は、これまで海外の拠点長や海外営業の責任者を歴任し、グローバルでの物流ビジネスに関する知見を有しております。現在は理事・営業副本部長として海外ビジネスを中心に物流サービス等の拡販を進め、売上の拡大を図るとともに新市場の開拓にも取り組んでおります。これらのことから、当社がグローバルな事業経営を推進し企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を新たに取締役候補者いたしました。		
新任 9	神田隆 1959年12月15日生 	2000年2月 (株)流通サービス入社 2009年6月 同 管理本部副本部長兼経理部長 2013年6月 同 取締役財務本部長 2014年6月 同 取締役管理本部長兼財務本部長 2015年6月 同 常務取締役財務本部・運輸本部・品質保証部管掌(現任)	2,000株
	(重要な兼職の状況) (株)流通サービス常務取締役 ※2017年6月8日付で同社の代表取締役社長に就任予定 (取締役候補者とした理由) 神田隆氏は、当社グループの(株)流通サービスにて、主に管理部門の業務に携わり、現在は常務取締役として、財務、運輸、品質保証を管掌し、消費物流事業のビジネス拡大と事業基盤の強化に取り組んでおります。本年6月8日付で同社の代表取締役社長に就任予定であり、当社事業の一翼を担う消費物流事業の更なる業容の拡大を図り、当社の企業価値の向上を目指すにあたり、適切な人材と判断し、同氏を新たに取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 片岡政隆氏は、当社の親会社であるアルプス電気(株)の業務執行者であります。同氏の現在及び過去5年間の親会社における地位及び担当は上記に記載のとおりです。また、臼居賢氏は、上記に記載のとおり、過去5年間において当社の親会社であるアルプス電気(株)の業務執行者でありました。
3. 当社は、片岡政隆氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任の限度額を法令に定める額まで限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再選された場合は契約を継続する予定です。また、新任の神田隆氏が選任された場合も同氏との間で同契約を締結する予定です。

(ご参考)

取締役選任基準

<社内・社外取締役共通>

1. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、経営判断能力、先見性、洞察性に優れていること
2. 遵法精神に富んでいること
3. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
4. 業務遂行上、健康面で支障のないこと

<社外取締役>

1. 企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
2. 取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
3. 独立社外取締役については、以下の「独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

<社外取締役独立性基準>

当社は、当社の社外取締役が以下の基準項目のいずれにも該当しない場合は、独立性を有していると判断し、独立社外取締役とみなします。

1. 当社及びその親会社・連結子会社・兄弟会社（以下「当社グループ」という）の出身者（注1）
2. 当社の大株主（注2）
3. 当社グループの主要な取引先（注3）企業等の業務執行者、または、当社グループの主要な借入先（注4）企業等の業務執行者
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、税理士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外取締役の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれかに該当する者
9. 過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、その他これらに準じる者及び使用人（以下、業務執行者という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：大株主とは、直近事業年度末において自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上の保有株主

- をいう。大株主が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属の業務執行者をいう。
- 注3：主要な取引先とは、当社グループのサービス・商品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社又は相手方の直近事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- 注4：主要借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関でその借入金残高が直近事業年度末において当社又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 注5：多額とは、当該専門家の役員提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
- (1) 当該専門家が個人として当社グループに役員提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（取締役報酬を除く）が、年間1千万円を超えるときを多額という。
 - (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役員提供をしている場合は当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役員提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。
- 注6：当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる活動に直接関与する者）をいう。
- 注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
- 注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

コーポレート・ガバナンス・ポリシー

当社は、株主、顧客、従業員ならびに地域社会等のステークホルダーに対する責任を果たすとともに、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした、実効性あるコーポレート・ガバナンスを実現してまいります。

本ポリシーは、取締役会がこれを定め、継続的かつ定期的に見直しを行い、企業価値向上のためのコーポレート・ガバナンスの充実と進化に取り組みます。

第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの定義を「企業価値を増大するため、経営層による適正かつ効率的な意思決定と業務執行ならびにステークホルダーに対する迅速な結果報告及び健全かつ効率的で透明性のある経営を実現する仕組みの構築・運用」としています。株主をはじめ、全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的に還元することを基本としています。

第2章 株主の権利・平等性の確保

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値創造を図るために、企業理念を「ものづくりを支える最適物流を追求し、豊かな社会の実現に貢献します」と定め、これを具現化する「3つの経

営姿勢」を策定し、事業活動とCSR活動を一体化して進めるとともに、全ての株主の実質的な権利を確保するために、さまざまなコミュニケーション活動を通じて適切な情報提供するなど、株主が円滑な権利行使を行えるよう、環境作りなどを行っています。

1. 株主総会

当社は、株主総会を株主との建設的な対話の場であるという認識の下、当社における最高意思決定機関としており、全ての株主の意思を適切に反映させなければならないと考えています。また、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けて、株主の権利行使に係る環境整備を各種実施しており、自社ホームページなどで開示の「コーポレート・ガバナンス報告書」にその施策を掲載しています。

さらに、全ての株主の意向を確認し、今後の対話に反映させるため、株主総会終了後、賛否要因を分析し、取締役会で議論しています。また、賛否結果については「臨時報告書」及び自社ホームページにて開示しています。

2. 株主の平等性の確保

株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、全ての株主に対して、実質的な平等性の確保に努めています。また、会社法で少数株主に認められている権利について、株式取扱規則で権利行使方法を定め、かつ同規則を自社ホームページに掲載するなどにより、その権利行使の円滑化及び権利行使を阻害しない体制を構築しています。

- ① 株主総会において株主が適切な判断を行えるよう、必要に応じ適切な情報を提供するため、株主総会議案については、取締役会決議の後、速やかに当社ホームページ、東京証券取引所ウェブサイトにて開示しています。
- ② 株主が総会議案を十分に検討する期間を確保できるよう、招集通知を法定期日より早期である総会開催日の3週間前を目処に発送しています。また、発送前の開示も実施します。
- ③ 株主総会が株主との建設的な対話を行う場であるという認識の下、より多くの株主が出席できるよう、毎年、いわゆる集中日と予測される日より早期の日程で、株主総会を開催しています。
- ④ 現在、当社は、株式会社「ICJ」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の採用やインターネットによる議決権の行使、招集通知の英文版の作成は行っていません。今後、株主の構成や議決権行使の状況などを鑑みながら、検討していきます。
- ⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等から株主総会において自ら議決権の行使を行うことの事前の申し出があった場合、当社として基本的な方針を定め、株主総会出席の可否の判断を行います。

3. 資本政策

当社は中長期的な成長戦略と照らし合わせ、以下を考慮しつつ適正な資本水準を適宜見直します。

- ① 急激な経営環境の変化や今後の予期せぬ経済恐慌などにも耐えうる財務体質を維持すること
- ② グローバルに事業を展開するために必要な財務体質を維持すること
- ③ 中長期的な成長を持続するために必要な資本を確保すること

また、当社の配当政策は、安定的に配当を行うことを第一に、その水準の向上に努めることとしています。配当水準については、①株主への利益配分、②将来の成長に向けての投資、③内部留保の3つのバランスを考慮して決定することを基本方針とし、業績の動向、財務体質、株主の配当に対する期待などを総合的に勘案し決定しています。

なお、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能にするため、定款上は、剰余金の配当等を株主総会のみならず取締役会の決議のみによっても行い得るよう定めておりますが、現段階では期末配当は原則として株主総会に諮ることとします。

4. 政策保有株式

当社は、当社の事業戦略の遂行や取引先との関係強化を目的とした戦略的な提携など、中長期的な当社の企業価値の向上につながると判断される場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。また、定期的な検証を通じ、中長期的な経済合理性を確認の上、保有を継続するか否かを判断します。政策保有株式を保有した場合の議決権行使に関しては、議案の内容を検討し、中長期に、保有先企業の株式価値、ひいては当社の企業価値向上につながるか判断した上で議決権を行使します。

5. 関連当事者間の取引

当社では、取締役または取締役が実質的に支配する会社と、当社または当社の関係会社と取引をする場合には、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会規則において定めています。また、その他の関連当事者間取引についても、金額が多額に上るもの、または会社の経営上・信用上相当の影響があるものについては、当該取引について取締役会で承認を得るべき旨を取締役会規則において定めています。なお、支配株主（親会社）及び同グループ会社との取引条件については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて、公正な価格で行っています。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、さまざまなステークホルダーとの適切な協働が必要だと考えています。そこで、「3つの経営姿勢」を策定し、事業活動とCSR活動を一体化して進め、当社を取り巻くさまざまなステークホルダーの期待に応えるために、取締役会・経営陣がリーダーシップを発揮しています。

1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる企業理念

当社は、「ものづくりを支える最適物流を追求し、豊かな社会の実現に貢献します」を企業理念として、理想とすべき事業のあり方や、果たすべき社会的責任、人にかける思いなどを込めて、中長期的な企業価値創造のため、行動を推進しています。そして、以下の3つの行動指針を策定し、社員一人ひとりが常に意識し行動するようにしています。

① お客様との共栄

多様なニーズにお応えする最適物流の提案とサービスの提供を行います。お客様と強い信頼関係を築き、ベストパートナーとして共に成長・発展を目指します。

② 物流価値の創造

電子部品で培った専門性やノウハウを活かし、高品質・高効率な物流サービスを追求します。社員一人ひとりの力を更に高め、新たな物流価値を創造し続けます。

③ 環境・社会と調和

グリーンロジスティクスを積極的に推進し、環境に配慮した取り組みを行います。社会の一員としてルールを遵守し、安全・安心な物流サービスを提供し続けます。

2. サステナビリティを巡る課題への対応

当社は、リスクマネジメントにおいて経営に大きな影響を与えるリスクを未然に防ぐこと及び発生時の適切な対応と早期復旧を重要な課題と認識し、取り組みを進めています。具体的には、取締役会において、定期的にCSR関連の報告を行うとともに、インシデントに関する報告を適宜行い、必要事項については議論の上、速やかに対処しています。また、「アルプスグループ環境憲章」のもとで、環境問題を重大な経営課題の一つと捉え、それに取り組むため環境経営を推進しています。

3. 社内の多様性の確保

当社では、国籍や言語、文化慣習、性別などの異なる多様な社員が、お互いを理解し尊重しながら、いきいきと交流し、創造的で自立したプロフェッショナルとして成長することが、企業力の源泉と考えています。女性の積極採用を継続推進している他、短時間勤務制度の導入などを行っており、今後とも、ワークライフバランスの促進や、キャリア形成支援など、各種施策に取り組み、女性の活躍を促進していきます。

4. 内部通報制度

当社では、倫理ホットライン制度を設置しています。同制度は、常勤監査等委員、社外監査等委員、内部監査部門長及び親会社であるアルプス電気のコンプライアンス部門長を窓口とし、かつ運用状況については監査等委員会によるモニタリングを受けることとするなど、経営陣からの独立性確保に配慮します。そして、管理担当取締役が倫理ホットライン制度の運用状況を監督し、定期的に取締役会に運用状況を報告しています。また、通報者の秘匿と不利益な取扱いの禁止については、倫理ホットライン規程で明記し厳格に運営しています。

第4章 適切な情報開示

当社は、株主・投資家などのステークホルダーに対して、決算短信や有価証券報告書、適時開示資料など、法令や規則で開示が義務付けられた情報を開示し、適時、適切な情報開示を行うことで、経営の公正と透明性を維持しています。当社ではホームページに、開示した情報を速やかに掲載すると共に、事業活動における最新ニュースなどの継続的な発信を心がけています。株主に向けては、株主通信「IRレポート」を第2四半期及び期末決算に合わせて発行（年2回）し、事業報告に加えてグローバルビジネスの拡充状況などを紹介することで、当社の事業内容の理解が進むよう努めています。また、より一層の資本市場とのコミュニケーションを目的に、アナリスト・機関投資家・マスコミ向けの決算説明会の開催（年1回）等、マネジメントと市場参加者が直接対話できる場の充実を図っています。

第5章 取締役会等の責務

1. 取締役会および取締役の役割

当社の取締役会は、経営の基本方針や中短期経営計画を含む経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、職務執行状況の監視・監督を行う機関と位置付けています。取締役会は月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、重要事項を全て付議し、十分な討議を経た上で決議を行っています。また、社外取締役を選任し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせています。

物流事業を営む当社においては、担当取締役を本社の各機能及び事業本部ごとに設置し、執行責任の所在を明確にすることにより、迅速かつ的確な意思決定や職務執行を行っています。また、互いの経営責任を明確にして相互に監督することにより、実効性の高い監督機能が発揮できると考えています。

2. 取締役会の構成

当社は、取締役会における経営の方針や重要事項を審議・決定及び各取締役の職務の執行状況の監督を実効的に行うため、当社で定める選任基準に基づき、必要と考えられる能力・資質を有した者を取締役として選任するとともに、法律の専門家である弁護士、他社の役員経験者を独立社外役員として選任しています。

3. 取締役候補者の選任基準

取締役候補者の選任基準を役員規則に規定し、次の条件を有する者を候補者として選任するものとします。

<社内・社外取締役共通>

- ① 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、経営判断能力、先見性、洞察性に優れていること
- ② 遵法精神に富んでいること

- ③ 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- ④ 業務遂行上、健康面で支障のないこと

<社外取締役>

- ① 企業経営者としての実践経験を有すること、もしくは、経営の監督機能発揮に必要な特定専門分野における実績と広範な見識を有すること
- ② 取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること
- ③ 独立社外取締役については、当社「社外取締役独立性基準」に照らして独立要件を満たしていること

4. 独立社外取締役の役割

当社の独立社外取締役は、適法性の確保に注力するとともに、全てのステークホルダーを念頭に置き、取締役会で積極的な意見交換や助言を行い、経営陣の選・解任及び報酬、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反の監督、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営監督の強化に努めています。また、定期的に当社拠点を訪問し、情報収集を行うとともに、他の取締役、従業員と情報交換・意見交換を定期的に行い、実効性のある監督に努めています。

5. 最高経営責任者の後継者の決定

中期的な取締役会の体制については、最高経営責任者後任を含めて、経営トップ及び管理担当取締役で、適宜、協議を行っており、具体的な取締役候補者は、取締役会にて決定しています。

6. 経営陣への委任

当社は、取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営方針、中短期経営計画その他経営に関する重要事項についても、その項目、金額基準等を設けて取締役会決議で判断・決定しており、当社ではこれらの付議基準及び各取締役に委任する範囲について取締役会規則に定めています。

7. 監査等委員及び監査等委員会の役割・責務等

当社の監査等委員（会）は、社外監査等委員が過半数を占める体制により、取締役会から独立した客観的な立場から適切な判断をするように努めます。また、社外監査等委員には、法律の専門家である弁護士や、他社の役員経験者などである社外監査等委員と、当社の事業に精通した監査等委員が高い実効性を持って監査を行うとともに、内部監査部門と連携を図り、取締役会やその他の重要な会議の場において、経営陣に対して意見を述べます。さらに、監査等委員の補助者及び監査等委員会の事務局を置くこととし、当該業務を担う使用人については取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

8. 取締役の兼職について

取締役が他の上場会社の役員を兼職する場合には、当社の取締役としての役割・責務を適切

に果たすために必要な時間・労力を確保できる合理的な範囲に限り、所定の手続きを経て、取締役会の承認をもって行うことができるものとし、重要な兼職の状況は、法令に基づき株主総会参考書類及び事業報告などにおいて開示します。

9. 内部統制

当社では、会社法に基づいた業務の適正を確保するための方針を決定し、法務部門、内部監査部門、人事総務部門、経理部門及び情報システム部門などの各主管部門が基本方針を受けて具体的な内部統制の仕組みの整備及び運用を行っています。

また、重要な施策の決定や契約書の締結については、事前に管理担当取締役の指揮・監督の下に法務部門が適法性及び妥当性について確認しています。財務諸表の適正を確保するための内部統制の有効性については、内部監査部門が統制状況を取りまとめています。全社的なリスク管理（危機管理）は、人事総務部門が主管となって実施しています。内部統制やリスク管理体制の監督については、各主管部門が部門業務監査を実施しているほか、社長直轄の内部監査部門による内部監査の形で実施しています。

10. 会計監査人

情報開示の信頼性と株主・投資家に対する責務を担保するべく、高品質な監査を行うための十分な監査時間、管理担当取締役、内部監査部門及び監査等委員である取締役と、必要に応じ情報交換を行うことで相互の連携を深めます。

11. 取締役会の評価

取締役会による経営の監督の実効性及び適正性、ならびに自らの取締役としての職務の遂行状況について、毎年自己評価等を実施し、社外取締役を中心とする監査等委員会がその内容の評価・分析を行い、結果を取締役に報告します。取締役会は評価結果に基づき、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要について開示するものとしします。

12. 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査等委員が期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、必要な知識の習得や適切な更新により、研鑽に努めることができる機会を提供しています。具体的には、年2回、取締役研修会を開催し、社内外の状況を踏まえたテーマを取り上げ、知識習得と意見交換を行っています。

また、監査等委員については、関係外部団体に加入するなどし、監査に関する情報収集、共有化に努めるとともに、必要に応じてセミナーや研修を受講します。社外取締役の就任に際しては、当社の事業内容、経営内容及び中短期の経営計画などを説明しています。

第6章 株主との対話

当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益最大化が重要と考え、企業価値の最大化を図り、かつステークホルダー間の利益をバランスよく満たし、その利益を直接、間接的

に還元することを基本としています。その考え方にに基づき、当社では株主との平素からの対話を重視しており、例えば、経営トップが決算説明会などにおいて、当社の経営状況を説明し、意見交換などを実施しています。

社内における迅速かつ網羅的な情報収集体制を構築し、関連法規や証券取引所のルールに則って、重要な会社情報について、開示の要否や内容、時期などの検討を行っています。なお、株主からの対話（面談）については、株主の希望や関心事項などに応じて、管理担当取締役や経営トップなどが面談対応を行い、マネジメントと市場参加者や株主が直接対話できる場の充実を図り、建設的かつ双方向的な対話を促進しています。株主との対話等により得られた各種情報については、管理担当取締役から定期的に経営トップや取締役会への報告を行っています。

インサイダー情報を適切に管理するため、「インサイダー取引規制に関する規程」に基づき、株主との対話（面談）を含め、インサイダー情報の管理に努め、社内外への情報漏洩の防止を図っています。

当社では、毎年3月末及び9月末における株主名簿を用い、株主名簿上の株主構造を把握し、取締役会にて定例的に報告し、情報を共有しています。

取締役会実効性評価結果の概要

当社は、当事業年度におきまして、コーポレート・ガバナンス体制強化の一環として、取締役会の実効性評価を実施いたしました。その評価結果の概要は次のとおりです。

1. 分析・評価の方法

取締役会の実効性評価にあたり、全取締役12名に対し、取締役会の構成、運営、審議内容、取締役間のコミュニケーション、支援体制等について設問票による記名式アンケートを行い、各々の所感を含む自己評価を実施しました。そして、これらを社外取締役を含む監査等委員会及び管理担当取締役が分析、課題整理を行った後、取締役会において報告を行い、検証及び議論を行いました。

2. 分析・評価結果の概要

結果につきましては、昨年6月以降の現体制における取締役会におきまして、議論、審議、運営が適切に行われていることが確認され、大きな問題点は見当たらず、実効性が確保されていることが検証できました。

一方、各員の率直な意見を求めたことから、取締役登用にに向けた人材育成の必要性、中長期課題についての議論の充実、増大するリスクへの認識共有と管理強化、当評価の実施方法等について建設的な意見が寄せられました。

3. 今後の対応等

今後、これらの意見に基づき、短期及び中長期的な検討を行っていくとともに、当評価を継

続して行ってまいります。今回、各取締役の見解・意識がより明確になり、これらを共有化することで更に一体感のある経営姿勢を育み、当社のガバナンス並びに企業価値の向上に活かしてまいります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の経済状況は、日本におきましては、秋口まで円高が続いた影響はありましたが、輸出や個人消費が小幅ながら増加したことに支えられ、若干のプラス成長となりました。海外では、米国が昨年末に利上げに踏み切るなど好調さを維持する一方で、中国など新興国では成長ペースに鈍化が見られ、全体としては緩やかな回復が続きました。

このような経済環境において、当社グループでは、中期方針である「お客様毎の『最適物流』を追求しグローバル成長を加速」のもとで、重点戦略・施策として、①G T B (Get the Business/新領域への挑戦)：グローバル・ネットワークの拡充、新市場や新規顧客への拡販、②G T P (Get the Profit/現場革・進と基盤強化)：自動化の推進、物流インフラの強化、③G T C (Get the Confidence/競争優位性の拡大)：最適物流サービスの向上、「感動品質」と「環境物流」に取り組み、引き続きグローバルにビジネスの拡大を図ってまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高が99,249百万円(前期比 5.8%増)で過去最高を更新しました。利益につきましては、営業利益が5,083百万円(同 4.6%増)、経常利益が5,402百万円(同 6.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,026百万円(同 10.4%増)となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

[電子部品物流事業]

当事業の主要顧客である電子部品業界では、引き続き、車載関連が米国や新興国需要によって好調に推移しました。また、昨年の夏場からスマートフォン向けの需要も拡大に向かいました。

このような需要動向のもとで、当社グループでは、グローバル・ネットワークの拡充や、国内・海外が一体となった提案営業を推進するとともに、運送・保管・輸出入各事業それぞれの生産性向上に取り組んでまいりました。

グローバル・ネットワークの拡充につきまして、国内では、相模原(神奈川県)、金沢(石川県)の倉庫開設、名古屋の倉庫拡張を行うとともに、九州や北陸地区を中心に輸送ネットワークの拡充を図りました。

海外では、中国の上海・松江地区、無錫(江蘇省)、太倉(江蘇省)、タイのバンナ、レムチャバン、韓国の仁川、水原、ドイツのドルトムントなど既存拠点において、それぞれ倉庫の

拡張を行いました。重点戦略地域の一つであるアセアンにおいては、倉庫拡張に加え、アセアン域内でのクロス・ボーダー輸送の拡充を進め、また昨年4月に新たな進出国としてフィリピン・マニラに駐在員事務所を開設しました。各地域で物流インフラの強化を推進し、グローバル成長につなげてまいります。

当連結会計年度の業績は、昨年夏場以降の荷動き好転に加え、上記の各施策を進め増収増益となりました。前期と比べ円高で推移した結果、海外現地法人の業績は、円換算ベースでは目減りしましたが、現地通貨ベースでは、国内はもとより、中国、東アジア、アセアン、北米、欧州の全地域で売上高を拡大することができました。

当事業の売上高は46,916百万円（前期比 2.2%増）、営業利益は3,733百万円（同 4.5%増）となりました。

[商品販売事業]

商品販売事業では、電子部品関連の包装資材、成形材料、電子デバイスの販売を行っております。当連結会計年度の業績は、調達と物流を一元化した電子デバイスの販売ビジネスが、海外顧客の車載関連の生産拡大に伴って取扱高を伸ばしたことにより増収増益となりました。

当事業の売上高は27,069百万円（前期比 17.6%増）、営業利益は763百万円（同 14.8%増）となりました。

[消費物流事業]

消費物流の分野では、宅配サービスの需要は拡大を続けておりますが、その一方で、ドライバーを始めとする人手不足が、業界全体の課題として深刻化しております。

このような事業環境において、当社事業を担う^(株)流通サービスは、生協物流や通販物流など強みを活かした分野への事業の集中・拡販を進めるとともに、人材の確保・育成に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績は、主要顧客である生協関連を中心に売上を伸ばしましたが、利益面では人手不足に伴う労務コストの増加などにより減益となりました。

当事業の売上高は25,263百万円（前期比 1.6%増）、営業利益は585百万円（同 5.2%減）となりました。

事業区分	売上高 (前期比)	営業利益 (前期比)
電子部品物流事業	46,916百万円 (2.2%増)	3,733百万円 (4.5%増)
商品販売事業	27,069百万円 (17.6%増)	763百万円 (14.8%増)
消費物流事業	25,263百万円 (1.6%増)	585百万円 (5.2%減)
計	99,249百万円 (5.8%増)	5,083百万円 (4.6%増)

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は2,071百万円となりました。投資の主な内容は、建物及び構築物328百万円、機械装置及び運搬具409百万円、ソフトウェア517百万円、車輛を中心としたリース資産520百万円などです。

なお、これらの投資は自己資金で賄いました。当連結会計年度末における有利子負債の残高は、前期比480百万円減少し3,512百万円となりました。

(3) 対処すべき課題

[電子部品物流事業及び商品販売事業]

電子部品関連の事業につきましては、主要顧客が属する電子部品産業は、さまざまな機器や自動車の電子化の進展、そして新興国需要の拡大によって、今後も成長が予想されております。一方で、商品やマーケットの変化に対応した最適地生産・海外シフトや、電子機器・部品の価格競争に伴う製販合理化が進んでおり、顧客の物流改革ニーズは高度化かつ多様化しております。

このような事業環境において、電子部品関連の事業をドメインとする当社及び国内外の子会社では、2016年度より3ヶ年の第3次中期経営計画をスタートしました。中期基本方針として、「お客様毎の『最適物流』を追求し、グローバル成長を加速する」ことを掲げ、「連結売上高1,000億円の達成」と「次の飛躍に向けた事業基盤の強化」に取り組んでおります。

中期経営計画の2年目となる2017年度は、中期方針のもとで、連結売上高1,000億円の達成を目指すとともに、その先の一段上の飛躍に向けて「Step Up 1000 : Next Actions『高度化する物流Q C D Sに挑戦』」との年度方針を掲げました。

重点戦略・施策として、①Next G T B (Get the Business／新領域への挑戦)：成長・拡充エリアへのネットワーク構築、新ニーズの把握と新市場顧客の開拓、②Next G T P (Get the Profit／現場革・進と基盤強化)：一人・時間当たりの生産性・付加価値の向上、T I Eの展開とピース単位の自動化検証、③Next G T C (Get the Confidence／競争優位性の拡大)：「感動品質」「環境物流」「最適物流」の追求、「感じのいい会社」の追求と「働き方改革」の推進に取り組んでまいります。

[消費物流事業]

消費物流分野では、個人宅配を活用したB to Cのマーケットが人々のライフスタイルの変化やスマートフォン等の普及に伴う利便性向上によって拡大を続けています。しかしながら、これに伴う貨物量の増加や即日配送サービスの普及などによって、物流インフラへの負荷増、特にドライバーや倉庫作業員の人手不足やコスト・アップが生じる深刻な状況が続いております。

このような事業環境において、㈱流通サービスは、消費物流における強みの分野にリソースを集中し、事業の拡大と体質強化を図ってまいります。

営業体制を強化し企画力・提案力を高め、主要顧客である生協向けビジネスの更なる拡大を図るとともに、重点分野として「EC通販物流」の拡販に取り組んでまいります。

また、採用力の強化や職場環境の向上による人材確保、営業拠点や運営体制の最適化、業務品質の向上などを進め、次の飛躍に向けた基盤固めを図ってまいります。

当社グループでは、電子部品関連、消費関連それぞれで上記の戦略・重点施策を着実に実行し、業容の拡大と企業価値の最大化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	2013年度 第50期	2014年度 第51期	2015年度 第52期	2016年度 第53期 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	78,842	85,828	93,818	99,249
営 業 利 益(百万円)	4,132	4,457	4,857	5,083
経 常 利 益(百万円)	4,430	4,876	5,065	5,402
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,119	2,544	2,741	3,026
1株当たり当期純利益(円)	59.90	71.90	77.46	85.52
総 資 産(百万円)	62,509	67,345	68,625	73,192
純 資 産(百万円)	40,303	43,452	44,989	46,943

(注) 当社は、2016年4月1日付で、普通株式1株に対し2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はアルプス電気株式会社で、同社（同社の子会社を含む）は当社の株式を17,318千株（出資比率49.1%）保有しています。

当社は親会社グループに対し、貨物の運送、保管、輸出入関連の物流サービスの提供及び包装資材、成形資材、電子デバイスの販売を行っています。

これらの取引については、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて公正な価格で行っており、当社取締役会は、親会社グループとの取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
アルプス物流ファシリティーズ株式会社	30百万円	100.0%	物流業
株式会社流通サービス	240百万円	70.6%	物流業
ALPS LOGISTICS HONG KONG LTD.	7,000千香港ドル	100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS (S) PTE.LTD.	1,000千シンガポールドル	100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS (SHANGHAI) CO.,LTD.	66,222千中国元	※ 100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS (GUANGDONG) CO.,LTD.	9,934千中国元	※ 100.0%	物流業
SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO.,LTD.	8,081千中国元	※ 100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS MEXICO, S.A.DE C.V.	5,366千メキシコペソ	※ 100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS TAIWAN CO.,LTD.	17,500千台湾ドル	100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS KOREA CO.,LTD.	3,000百万韓国ウォン	100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS (CHONGQING) CO.,LTD.	6,474千中国元	※ 100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS EUROPE GmbH	250千ユーロ	100.0%	物流業
ALPS LOGISTICS (USA), INC.	1,000千USドル	80.0%	物流業
TIANJIN ALPS TEDA LOGISTICS CO.,LTD.	51,319千中国元	50.0%	物流業
ALPS NAIGAI LOGISTICS (MALAYSIA) SDN.BHD.	2,200千マレーシアドル	50.0%	物流業
DALIAN ALPS TEDA LOGISTICS CO.,LTD.	19,864千中国元	50.0%	物流業
ALPS LOGISTICS (THAILAND) CO.,LTD.	15,000千タイバーツ	49.9%	物流業

(注) ※印は子会社保有の出資比率を含んでいます。

(6) 主要な事業内容

当社グループの事業は、電子部品物流、商品販売、消費物流の3事業に区分されています。各事業部門の主要な事業内容は次のとおりです。

事業区分	事業内容	売上高構成比
電子部品物流事業	電子部品の運送、保管、輸出入貨物取扱業務等のグローバル総合物流サービス	47.3%
商品販売事業	包装資材、成形材料及び電子デバイスの仕入販売	27.3%
消費物流事業	食料品などの消費材の運送、保管、流通加工等の国内総合物流サービス	25.4%
合計		100.0%

(7) 主要な事業所

① 当社

本 社	神奈川県横浜市港北区新羽町1756番地	
営 業 所	北上営業所（岩手県北上市） 庄内営業所（山形県鶴岡市） 仙台営業所（宮城県仙台市） 小名浜営業所（福島県いわき市） 新潟営業所（新潟県長岡市） 羽生営業所（埼玉県羽生市） 松戸営業所（千葉県松戸市） 大井営業所（東京都大田区） 横浜営業所（神奈川県横浜市） 静岡営業所（静岡県袋井市） 瀬戸営業所（愛知県瀬戸市） 福岡営業所（福岡県福岡市）	秋田営業所（秋田県にかほ市） 古川営業所（宮城県大崎市） 相馬営業所（福島県相馬郡） 郡山営業所（福島県本宮市） 金沢営業所（石川県金沢市） 高崎営業所（群馬県藤岡市） 成田営業所（千葉県山武郡） 輸出入センター（東京都大田区） 長野営業所（長野県上伊那郡） 名古屋営業所（愛知県春日井市） 大阪営業所（大阪府茨木市）

② 子会社

国 内	アルプス物流ファシリティーズ株式会社 株式会社流通サービス	茨城県つくば市 埼玉県草加市
海 外	DALIAN ALPS TEDA LOGISTICS CO., LTD.	中国 遼寧省大連市
	TIANJIN ALPS TEDA LOGISTICS CO., LTD.	中国 天津市
	ALPS LOGISTICS (SHANGHAI) CO., LTD.	中国 上海市
	SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO., LTD.	中国 上海市
	ALPS LOGISTICS (CHONGQING) CO., LTD.	中国 重慶市
	ALPS LOGISTICS (GUANGDONG) CO., LTD.	中国 広東省東莞市
	ALPS LOGISTICS HONG KONG LTD.	香港 九龍
	ALPS LOGISTICS KOREA CO.,LTD.	韓国 ソウル特別市
	ALPS LOGISTICS TAIWAN CO.,LTD.	台湾 桃園県
	ALPS LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク市
	ALPS NAIGAI LOGISTICS (MALAYSIA) SDN.BHD.	マレーシア ネグリセンピラン州
	ALPS LOGISTICS (S) PTE. LTD.	シンガポール
	ALPS LOGISTICS (USA), INC.	アメリカ カリフォルニア州
ALPS LOGISTICS MEXICO, S.A.DE C.V.	メキシコ レイノサ市	
ALPS LOGISTICS EUROPE GmbH	ドイツ ドルトムント市	

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数(前期比)
電子部品物流事業	2,602名 (4名減)
商品販売事業	34名 (3名増)
消費物流事業	2,557名 (15名増)
全社(共通)	137名 (12名増)
合計	5,330名 (26名増)

(注) 上記の他に、臨時社員3,195名が在籍しています。

② 当社の従業員数

従業員数(前期比)
835名 (50名増)

(注) 上記の他に、臨時社員675名が在籍しています。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,000 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	610

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 35,307,746株 (自己株式166,654株を除く)
 (3) 株主数 2,737名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
アルプス電気株式会社	16,526 ^{千株}	46.8%
ビービーエイチフォーフィデリティ ロープライズドストックファンド	3,067	8.7
T D K 株式会社	2,804	7.9
アルパイン株式会社	792	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	768	2.2
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー 505012	570	1.6
ビービーエイチボストンフォーノムラジャパン スモラーキャピタリゼーションファンド 620065	503	1.4
立花証券株式会社	411	1.2
ビービーエイチフォーフィデリティグループ トラストベネフィット	380	1.1
アルプス物流社員持株会	368	1.0

(注) 持株比率は、自己株式166,654株を控除して計算しています。

(5) その他

- ① 2016年4月1日付で、普通株式1株に対し2株の割合で株式分割を行ったことにより、自己株式を含めた発行済株式の総数は、35,474,400株になりました。なお、発行可能株式総数の変更はありません。
- ② 2017年1月27日開催の取締役会決議に基づき、市場買付の方法によって、自己株式を100,000株取得しております。これにより、単元未満株式の買取請求を含めた自己株式の残高は166,654株となりました。

3. 会社の新株予約権に関する事項

当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権に関する事項

	株式会社アルプス物流 第1回 新株予約権	
発行決議の日	2014年6月18日	
新株予約権の数	90個	
保有者数	取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く） 4名	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 (新株予約権1個につき200株) (注1)	18,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり (1株当たり498円)	99,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり1円)	200円
新株予約権の行使期間	自 2014年7月24日 至 2054年7月23日	
新株予約権の行使の条件	(注2、3)	

	株式会社アルプス物流 第2回 新株予約権	
発行決議の日	2015年6月17日	
新株予約権の数	76個	
保有者数	取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く） 5名	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 (新株予約権1個につき200株) (注1)	15,200株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり (1株当たり734円)	146,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり1円)	200円
新株予約権の行使期間	自 2015年7月23日 至 2055年7月22日	
新株予約権の行使の条件	(注2、3)	

	株式会社アルプス物流 第3回 新株予約権	
発行決議の日	2016年6月21日	
新株予約権の数	331個	
保有者数	取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く） 6名	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 (新株予約権1個につき100株)	33,100株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり (1株当たり500円)	50,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり1円)	100円
新株予約権の行使期間	自 2016年7月16日 至 2016年7月15日	
新株予約権の行使の条件	(注2、3)	

- (注) 1. 2016年4月1日付で、普通株式1株に対し2株の割合で株式分割を行ったことにより、第1回及び第2回の新株予約権につきまして、新株予約権1個当たりの株式数を100株から200株に調整しています。
2. 新株予約権は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	白 居 賢	
専務取締役	佐 伯 和 好	事業本部長
取締役	下 廣 克 彦	事業本部副本部長 海外担当 SHANGHAI ALPS LOGISTICS CO.,LTD. 董事長
取締役	吹 山 浩 司	事業本部副本部長 国内担当
取締役	中 村 邦 彦	管理担当
取締役	虫 明 俊 幸	営業本部長
取締役	片 岡 政 隆	アルプス電気株式会社 代表取締役会長 アルパイン株式会社 取締役
取締役	野 村 眞 一	株式会社流通サービス 代表取締役社長
取締役 (常勤監査等委員)	高 橋 許 高	
取締役 (監査等委員)	大 山 高	
取締役 (監査等委員)	遠 山 悌二郎	
取締役 (監査等委員)	三 浦 修	弁護士

- (注) 1. 当社は、2016年6月21日付で監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、常勤監査役 高橋許高氏、監査役法華津忠氏、遠山悌二郎氏及び三浦修氏は任期満了により退任し、このうち高橋許高氏、遠山悌二郎氏及び三浦修氏は監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。）に就任いたしました。また、取締役 大山高氏も監査等委員に就任いたしました。
2. 監査等委員 大山高氏、遠山悌二郎氏及び三浦修氏は、社外取締役であります。当社は3氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査等委員 高橋許高氏は、当社の経理部長、管理担当取締役を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2016年6月21日開催の第52回定時株主総会において虫明俊幸氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 2016年6月21日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、取締役 山崎孝一氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当社が常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の重要な会議に出席するとともに、日常的な情報収集や内部監査部門等との連携を図ることで監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役である片岡政隆氏、野村眞一氏及び各監査等委員である取締役との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額	摘 要
取 締 役 (監査等委員を除く)	10名	178百万円	(うち社外1名 1百万円)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	4名	30百万円	(うち社外3名 17百万円)
監 査 役	4名	7百万円	(うち社外2名 2百万円)

- (注) 1. 当社は2016年6月21日付で監査等委員会設置会社に移行しました。監査役に対する報酬等の総額は移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)に対する報酬等の総額は移行後の期間に係るものであります。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含んでおりません。
3. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における取締役(監査等委員を除く)6名に対する役員賞与の未払費用計上額47百万円。
 - ・当事業年度における取締役(監査等委員を除く)6名に対するストック・オプションとして付与した新株予約権に係る株式報酬費用計上額16百万円。
4. 当社は2014年6月18日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し6百万円の退職慰労金を支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告に記載した役員の報酬等に含めた役員退職慰労引当金繰入額は含んでおりません。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	大 山 高	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席し、主に電子産業の調査等で培われた見識、経験に基づき発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	遠 山 悌二郎	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査役会3回の全て、監査等委員会10回のうち9回に出席し、必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	三 浦 修	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査役会3回の全て、監査等委員会10回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 41百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 62百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社17社のうち11社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査等委員会が、会社法第340条第1項各号に該当すると判断した時は、会計監査人を解任する方針です。また、監査等委員会は会計監査人の監査状況及びその結果等を勘案しまして、毎年、再任もしくは不再任の決定を行います。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が2015年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

- ① 処分対象
新日本有限責任監査法人
- ② 処分内容
2016年1月1日から2016年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ③ 処分理由
 - ・ 社員の過失による虚偽証明
 - ・ 監査法人の運営が著しく不当

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容（基本方針）及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。なお、当社は、2016年6月21日付で監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、当該体制を一部改定しており、運用状況の概要につきましても、移行後の概要を記載しております。移行前においては監査役会設置会社として、移行後においては監査等委員会設置会社として、それぞれ適切に業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。

(1) 内部統制システムについての基本的な考え方とその整備状況

当社は、アルプス電気(株)を中心とするアルプスグループの一員として、グループ創業の精神（社訓）をグループ経営の原点と位置づけ、アルプスグループ経営規範（グループ経営規定、グループコンプライアンス憲章及びグループ環境憲章）のもとで、当社のコンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開します。これを踏まえて、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備します。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の法令及び定款適合性を確保するための体制
 - 1) 当社は、法令の趣旨や社会の要請、企業倫理に基づいて公正な経営を目指し、良識と責任ある行動をとるため、コンプライアンスの基本理念と行動指針を宣言するとともに、その具体的内容を明確にした社内規定を定めます。
 - 2) 当社は、利害関係のない独立した社外取締役が出席する取締役会において経営の方針や重要事項を審議・決定し、また各取締役の職務執行状況の監督を行うため、当社取締役会規則に決議事項及び報告事項の具体的内容・基準を明確に定めるとともに、このような審議・決定及び監督を行うための能力・資質を有した者が取締役として株主総会で選任されるよう取締役候補者の選定基準を設定します。
 - 3) 当社は、取締役会決議の適法性を担保するため、上程される議案の適法性に関する確認制度を整備します。
 - 4) 当社は、取締役の職務執行に関する適法性監査の実効性を確保するため、当該監査を行うための能力・資質を有した者が監査等委員として株主総会で選任されるよう監査等委員候補者の選任基準を設定します。
 - 5) 当社は、健全な企業風土を醸成するため、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施します。
 - 6) 当社は、子会社の取締役及び従業員の法令及び定款適合性を確保するための体制として、子会社の経営に関する指導・管理を行う制度を整備します。また、当社は、子会社の状況等に応じてコンプライアンスに関する体制の構築とその活動を支援します。

【運用状況の概要】

- ・ 当社は、アルプスグループ経営規範に定めているグループコンプライアンス憲章のもとに倫理規程を制定し、コンプライアンスについての基本理念と行動指針を定めています。
 - ・ 取締役については、選任基準に基づいて候補者を選定し、株主総会に提案しています。
 - ・ 取締役会については、付議内容・基準を定めた取締役会規則に基づき、重要事項につき審議決定するとともに、各取締役などから業務執行の報告を受けました。当事業年度は取締役会を12回開催し、社外取締役である監査等委員はその全てに出席しました。また、取締役会決議の適法性を担保するため、管理担当取締役の指揮のもと、法務部門及び経理部門による上程議案の事前確認も行っています。
 - ・ 当社では、役員及び従業員に対してコンプライアンス教育を実施しています。また、関係会社管理規程に基づき、子会社への経営指導・管理を行うとともに、コンプライアンスに関する活動を支援しています。
- ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 1) 当社は、取締役会の意思決定に至る過程及び意思決定に基づく執行に関する情報の取扱いを明確にした社内規定を定めます。
 - 2) 当社は、各部門が保管する情報・保存方法・閲覧の権限等を社内規定に定め、情報の保存等に関する環境を整備します。
 - 3) 当社は、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・ 当社では、取締役会規則を定め、議事録の作成方法その他取締役会の運営等を明確にするとともに、文書管理規程、情報システムセキュリティ規程などを制定し、それに基づいた情報の管理を行っています。また、当社子会社は、関係会社管理規程に基づき、各社の執行状況等について当社に報告しています。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 当社は、グループ全体のリスクの統括的管理及び情報の共有化を図るため、リスク管理に関する社内規定を定め、種々のリスクに関する管理・報告の体制を整備します。
 - 2) 当社は、当社子会社に関連する一定のリスクについて当社への事前協議及び報告体制を整備します。また、当社のリスク管理に関する規定に準拠して各社で体制を整備させるとともに、その状況に応じて必要となる支援を行います。

【運用状況の概要】

- ・当社は、危機管理規程、危機管理マニュアルを定め、種々のリスクに関する管理・報告体制の整備・運用をしています。
- ・当社子会社に対しては、各社の規模や業態に応じたリスク管理体制を整備させるとともに、危機管理規程に基づき、当社に対しリスクに関する協議・報告を行っています。

- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、機能別本部に加え、事業担当制を導入し、それぞれに担当取締役を設置して執行責任の所在を明確にするとともに、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
 - 2) 当社は、取締役会において中短期経営計画を審議・決定し、各取締役は、その計画に定める目標達成のために行動するとともに、進捗状況を取締役会において報告します。
 - 3) 当社は、当社グループ全体の基本方針・戦略に基づいて、効率的な業務執行を確保するための体制を構築します。また、各社の状況等に応じて経営・業務の指導及び業績の管理を行う制度を整備します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、事業、営業、管理の機能別本部に加え、国内、海外の事業担当制を敷き、それぞれに担当取締役を設置して責任を明確にした上で、適正かつ効率的に職務を遂行しています。
- ・当社では、3年毎に中期経営計画、また毎年、短期経営計画を策定しており、半期毎に経営計画会議を開催し、計画の進捗管理や見直しを行い、取締役会にてこれらの計画の審議・決定を行っています。各担当取締役は、担当分野における計画の進捗状況を取締役会にて毎月報告を行っています。
- ・当社は、子会社についても3年毎に中期経営計画、また毎年、短期経営計画を策定し、同計画は当社取締役会にて審議・決定しています。また、関係会社管理規程に基づき、各子会社の業態や規模に応じた効率的な業務執行を行えるよう指導、監督をしています。

- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本理念と行動指針を定めて当社及び当社子会社に展開し、当社グループにおける共通の価値観としてこれを共有します。
 - 2) 当社は、当社グループ内での取引、またアルプスグループ各社と当社グループの取引の価格について、適正な基準を設定します。

- 3) 当社は、企業倫理や社内規定及び法令に係る違反の防止、早期発見及びその是正を図るため、当社及び当社子会社において内部通報制度（倫理ホットライン）（以下「倫理ホットライン」と言います）を設置し、通報窓口を定期的に周知します。
- 4) 当社の内部監査部門は当社及び子会社の経営・事業にかかる活動全般について監査を行い、当該内部監査の結果を代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び会計監査人に報告します。
- 5) 当社の監査等委員会は、当社子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

【運用状況の概要】

- ・ 当社は、アルプスグループ経営規範に定めているグループコンプライアンス憲章のもとに倫理規程を制定し、コンプライアンスについての基本理念と行動指針を定め、当社グループ全体で共有しています。
- ・ 当社は、当社グループ内での取引、またアルプスグループ各社と当社グループの取引について、一般顧客と同様に、市場価格をベースとし、競争原理に基づいて公正な価格で行っています。
- ・ 当社は、倫理ホットラインを設置し、月に一度発行される社報等で通報窓口を周知しています。倫理ホットラインの運用状況については、管理担当取締役が確認を行い、年に一度、取締役会に報告しています。
- ・ 内部監査部門は、当社及び子会社の経営・事業にかかる活動全般を監査し、監査の結果を代表取締役社長、取締役会、監査等委員会及び会計監査人に報告しています。
- ・ 監査等委員は、定期的に国内子会社の社長等と面談を行っている他、海外子会社の社長等とは往査時や、経営計画審議会などの場を利用して面談、情報交換を行っています。

⑥ 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する部署を設け、監査等委員会補助スタッフを配置します。

⑦ 当社の監査等委員会補助者の取締役からの独立性及び当該補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会補助スタッフは、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
- 2) 当社は、常勤監査等委員の同意の下において監査等委員会補助スタッフの人事異動及び人事考課を実施します。

【運用状況の概要】

・当社では、監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設け、監査等委員会補助スタッフを配置しています。監査等委員会補助スタッフは、監査等委員会の指揮命令に従い、人事異動・考課は常勤監査等委員の同意を得て実施しています。

⑧ 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

- 1) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、取締役による監査等委員会への報告体制を整備します。
- 2) 当社は、重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて、直接または間接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

・当社では、取締役が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、随時、取締役が常勤監査等委員に報告できる環境を整備しています。また、従業員が重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項を把握、認識した場合には、常勤監査等委員、社外取締役である監査等委員、内部監査室長を窓口とする倫理ホットラインに通報、相談することができる体制を整備、運用しています。

⑨ 当社の子会社の取締役、監査役、使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- 1) 当社は、当社の子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役が直接、または当社の担当取締役等を通して当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。
- 2) 当社は、当社の子会社の従業員が倫理ホットラインの窓口への通報を通じて直接または間接的に当社の監査等委員会に報告できる体制を整備します。

【運用状況の概要】

・当社では、子会社で発生した重大な内部不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項について、当該子会社の取締役・監査役・従業員が直接、当社監査等委員会に報告できる体制として、常勤の監査等委員、社外監査等委員を窓口とする倫理ホットライン制度を設置、運営しています。また、主要な海外子会社には内部通報制度を設置し、その従業員が利用できるように指導している他、その運用状況を定期的に当社の倫理ホットライン事務局がモニタリングし、その結果を当社の管理担当取締役、常勤の監査等委員、社外監査等委員及び内部監査室長に報告しています。

- ⑩ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の従業員等や当社の子会社の取締役、監査役及び従業員等が監査等委員会に対して報告・通報をしたことを理由とした不利益な取扱いを禁止することを社内規定に定めます。

【運用状況の概要】

- ・当社は、倫理ホットライン規程により、当社の従業員等や当社子会社の取締役、監査役及び従業員等が倫理ホットラインに対して報告・通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁止しています。
- ⑪ 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について
- 1) 当社は、監査等委員会の監査に関する費用について、監査等委員会で立案した監査計画に基づいた適切な額の予算を確保し、実際に支出する費用を前払または償還します。
 - 2) 当社は、監査等委員会が緊急または臨時に支出する費用について、監査等委員会からの請求に基づいて前払または償還します。

【運用状況の概要】

- ・当社では、監査等委員会の監査に関する費用は、監査計画に基づく予算を確保し、実際に支出する費用を前払または償還しています。なお、当事業年度において、監査等委員会から緊急または臨時に支出する費用の請求は受けておりません。
- ⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
- 1) 監査等委員は、取締役会に加え経営計画会議等の重要な社内会議に出席できる他、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行えることとします。
 - 2) 監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を図れるようにするために、定期及び随時に会合を行えることとします。
 - 3) 監査等委員会は、監査の実施上必要な場合には、外部の専門家を使用できることとします。

【運用状況の概要】

- ・監査等委員は、取締役会や経営計画会議等の重要な会議に出席する他、取締役や幹部従業員と定期及び随時に会合を行っています。
- ・内部監査部門及び会計監査人とグループ監査等委員会連絡会や監査等結果報告会など定期及び随時に会合を行い、情報や課題を共有しています。
- ・監査等委員会監査基準で外部の専門家を使用できることを明記しています。

⑬ 財務報告の適正を確保するための体制

当社は、内部統制の整備・運用状況を業務の自己点検や独立部門による評価を通じて確認した上で、財務報告の信頼性に係る内部統制の有効性について内部統制報告書に開示します。

(2) 反社会的勢力排除について

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、更にそれらからの要求を断固拒否する方針を堅持します。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置付けており、安定的に配当を行うことを第一に、その水準の向上に努めてまいりました。配当の水準につきましては、①株主への利益配分、②将来の成長に向けての投資、③内部留保のバランスを考慮して決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、この方針のもと、1株当たり9円とする案を第53回定時株主総会に上程いたします。中間配当を含め年間では1株当たり18円となります。

連結貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	40,884	流 動 負 債	21,626
現金及び預金	18,593	営業未払金	12,302
受取手形及び営業未収金	17,724	短期借入金	3,169
商 品	1,731	リ ー ス 債 務	442
貯 蔵 品	53	未 払 法 人 税 等	949
繰 延 税 金 資 産	566	賞 与 引 当 金	1,482
そ の 他	2,231	未 払 費 用	1,830
貸 倒 引 当 金	△ 16	そ の 他	1,449
固 定 資 産	32,308	固 定 負 債	4,623
有 形 固 定 資 産	28,277	長 期 借 入 金	343
建物及び構築物	9,976	リ ー ス 債 務	1,768
機械装置及び運搬具	960	役員退職慰労引当金	52
工具、器具及び備品	462	退職給付に係る負債	2,000
土 地	14,787	そ の 他	459
リ ー ス 資 産	1,966		
建 設 仮 勘 定	123	負 債 合 計	26,249
無 形 固 定 資 産	1,484	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	2,546	株 主 資 本	41,046
投資有価証券	509	資 本 金	2,349
繰 延 税 金 資 産	557	資 本 剰 余 金	1,931
そ の 他	1,480	利 益 剰 余 金	36,882
貸 倒 引 当 金	△ 1	自 己 株 式	△ 116
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	593
		その他有価証券評価差額金	82
		為 替 換 算 調 整 勘 定	676
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 164
		新 株 予 約 権	36
		非 支 配 株 主 持 分	5,266
		純 資 産 合 計	46,943
資 産 合 計	73,192	負 債 ・ 純 資 産 合 計	73,192

連結損益計算書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	99,249
売上原価	87,100
売上総利益	12,148
販売費及び一般管理費	7,065
営業利益	5,083
営業外収益	
受取利息	45
受取配当金	10
為替差益	124
保険返戻金	91
その他	187
458	
営業外費用	
支払利息	101
その他	37
139	
経常利益	5,402
特別利益	
固定資産売却益	7
補助金収入	261
特別損失	
固定資産除売却損	28
固定資産圧縮損	240
268	
税金等調整前当期純利益	5,403
法人税、住民税及び事業税	1,703
法人税等調整額	△ 22
1,680	
当期純利益	3,722
非支配株主に帰属する当期純利益	695
親会社株主に帰属する当期純利益	3,026

(参考情報)

連結損益及び包括利益計算書 (監査対象外)

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		99,249
売上		87,100
売上		12,148
販売費		7,065
営業		5,083
受取	45	
受取	10	
為替	124	
保険	91	
その他	187	458
営業		
支払	101	
その他	37	139
経常		5,402
固定	7	
補助	261	269
特別		
固定	28	
固定	240	268
税金		5,403
法人税	1,703	
法人税	△ 22	1,680
当期		3,722
(内訳)		
親会社株主に帰属する		3,026
非支配株主に帰属する		695
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金		62
為替換算調整勘定		△ 865
退職給付に係る調整額		2
その他の包括利益合計		△ 800
包括		2,921
(内訳)		
親会社株主に係る		2,478
非支配株主に係る		442

貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,298	流動負債	14,824
現金及び預金	9,200	営業未払金	9,416
受取手形	459	短期借入金	2,750
営業未収金	8,789	リース債	24
商貯蔵品	999	未払費用	794
前払費用	37	未払法人税等	486
繰延税金資産	102	預り金	556
繰延税金資産	299	賞与引当金	94
倒引当金	1,495	その他の	702
固定資産	△ 85	固定負債	0
有形固定資産	25,207	退職給付引当金	103
建物	19,365	資産除去債務	30
構築物	5,432	その他の	28
機械及び装置	156	負債合計	14,987
車両運搬具	142	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	164	株主資本	31,400
土地	208	資本金	2,349
リース資産	13,053	資本剰余金	2,029
建設仮勘定	83	資本準備金	2,029
無形固定資産	983	利益剰余金	27,138
借地権	3	利益準備金	307
ソフトウェア	928	その他利益剰余金	26,831
リース資産	20	別途積立金	14,350
その他の	30	繰越利益剰余金	12,481
投資その他の資産	4,859	自己株式	△ 116
投資有価証券	509	評価・換算差額等	82
関係会社株式	1,868	その他有価証券評価差額金	82
関係会社出資金	1,293	新株予約権	36
関係会社長期貸付金	742	純資産合計	31,519
繰延税金資産	148	負債・純資産合計	46,506
その他の	296		
倒引当金	△ 0		
資産合計	46,506		

損益計算書

(2016年4月1日から
2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	47,811
売上原価	41,353
売上総利益	6,458
販売費及び一般管理費	3,960
営業利益	2,498
営業外収益	
受取利息	17
受取配当金	411
為替差益	20
受取手数料	65
雑収入	41
営業外費用	
支払利息	12
貸倒引当金繰入	11
雑支出	2
経常利益	3,026
特別利益	
固定資産売却益	1
補助金収入	261
特別損失	
固定資産除売却損	6
固定資産圧縮損	240
税引前当期純利益	3,042
法人税、住民税及び事業税	871
法人税等調整額	△ 7
当期純利益	2,178

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月17日

株式会社アルプス物流
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
 指定有限責任社員 公認会計士 磯貝 剛 ㊞
 業務執行社員
 指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 純一郎 ㊞
 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルプス物流の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルプス物流及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月17日

株式会社アルプス物流
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 磯貝 剛 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 純一郎 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルプス物流の2016年4月1日から2017年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月22日

株式会社 アルプス物流 監査等委員会

常勤監査等委員 高橋 許 高 ㊟

監査等委員 大山 高 ㊟

監査等委員 遠山 悌二郎 ㊟

監査等委員 三浦 修 ㊟

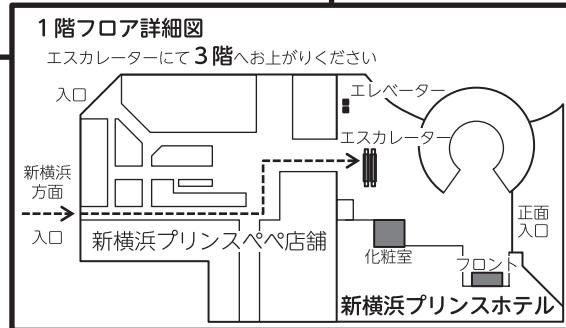
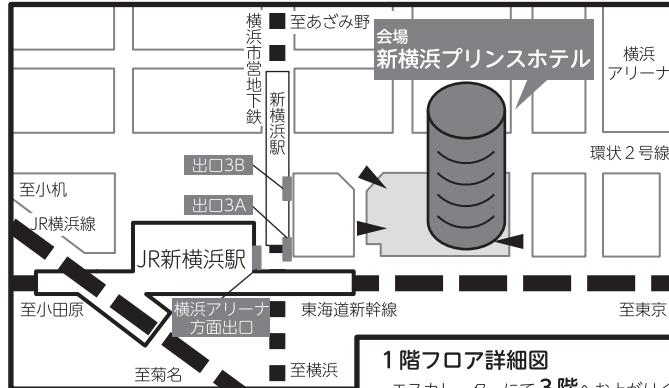
(注) 監査等委員 大山 高、遠山悌二郎、三浦 修は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

[株主総会会場ご案内図]

会場：新横浜プリンスホテル3階「ファンタジア」
神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目4番地

会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。



<交通機関のご案内>

JR「新横浜」駅

横浜線（北口）から徒歩2分

東海道新幹線（東口または西口）から徒歩2分

（※改札口を出られましたら、横浜アリーナ方面出口へとお向かいください。）

横浜市営地下鉄「新横浜」駅

（出口3Aまたは3B）から徒歩2分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

